

免許番号 共第133号

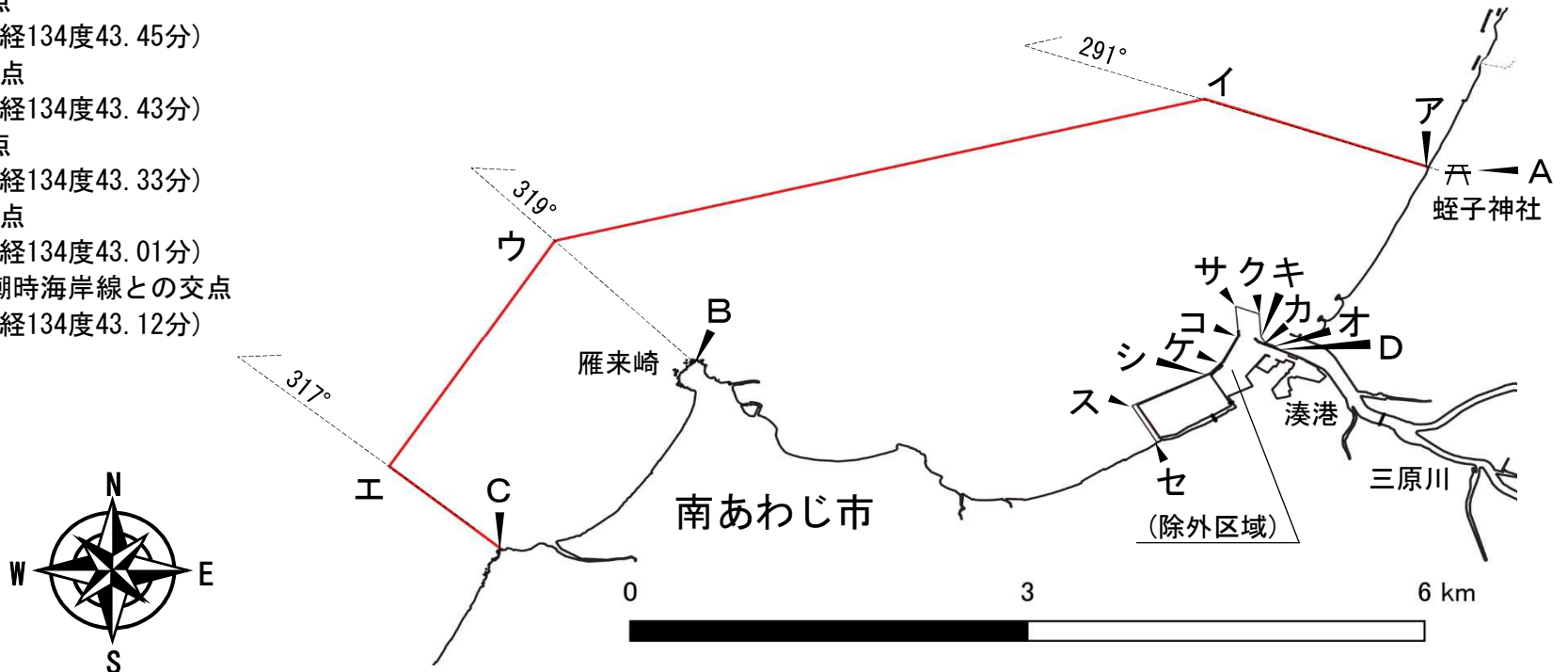
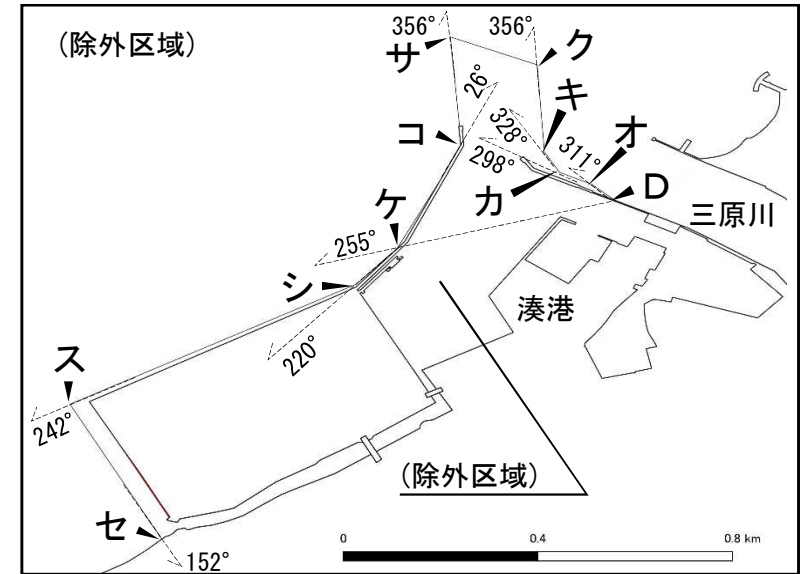
漁場の位置 南あわじ市松帆慶野から南あわじ市津井・阿那賀界に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

ただし、D、オ、カ、キ、ク、サ、コ、ケ、シ、ス及びセを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

### 点の位置

- A 南あわじ市松帆慶野蛭子神社前鳥居中央 (北緯34度20.69分、東経134度44.26分)
- B 南あわじ市雁来崎大岩頂上 (北緯34度19.87分、東経134度41.25分)
- C 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 (北緯34度19.02分、東経134度40.44分)
- D 南あわじ市湊港西防波堤上旧灯台跡 (北緯34度19.93分、東経134度43.75分)
- ア Aから291度の線と最大高潮時海岸線との交点 (北緯34度20.70分、東経134度44.23分)
- イ アから291度1,500メートルの点 (北緯34度20.99分、東経134度43.31分)
- ウ Bから319度1,300メートルの点 (北緯34度20.40分、東経134度40.69分)
- エ Cから317度1,000メートルの点 (北緯34度19.41分、東経134度39.99分)
- オ Dから311度56メートルの点 (北緯34度19.93分、東経134度43.59分)
- カ オから298度63メートルの点 (北緯34度19.95分、東経134度43.55分)
- キ カから328度50メートルの点 (北緯34度19.97分、東経134度43.54分)
- ク キから356度190メートルの点  
(北緯34度20.07分、東経134度43.53分)
- ケ Dから255度390メートルの点  
(北緯34度19.86分、東経134度43.37分)
- コ ケから26度253メートルの点  
(北緯34度19.98分、東経134度43.45分)
- サ コから356度235メートルの点  
(北緯34度20.11分、東経134度43.43分)
- シ ケから220度98メートルの点  
(北緯34度19.82分、東経134度43.33分)
- ス シから242度557メートルの点  
(北緯34度19.67分、東経134度43.01分)
- セ スから152度の線と最大高潮時海岸線との交点  
(北緯34度19.51分、東経134度43.12分)



令和5年9月1日 免許  
共第133号

表示番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。		
	1	ひじき漁業		11月1日から6月30日まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	にし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第133号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市湊1100番地 湊漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		